

第191回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和元年12月23日

第 191 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和元年 12 月 23 日 (月)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 3 時 00 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 8 7 号議案 四日市都市計画区域区分の変更
 - ・第 1 7 8 8 号議案 鈴鹿都市計画道路の変更
 - ・第 1 7 8 9 号議案 亀山都市計画道路の変更
 - ・第 1 7 9 0 号議案 松阪都市計画道路の変更
 - ・第 1 7 9 1 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(四日市市内 産業廃棄物処理施設)
6. 出席委員の議席番号及び氏名
 - 2 番委員 村山 颯人 東京大学准教授
 - 3 番委員 松本 幸正 名城大学教授
 - 4 番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 5 番委員 長谷 康郎 三重県農業会議会長
 - 6 番委員 松田 弘子 津商工会議所
 - 7 番委員 井上 かず子 三重県宅地建物取引業協会
 - 8 番委員 増田 理子 名古屋工業大学教授
 - 9 番委員 高橋 智 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 裕二)
 - 1 0 番委員 勢田 昌功 中部地方整備局長 (代理 秋葉 雅章)
 - 1 1 番委員 富田 育稔 東海農政局長 (代理 栃沢 一成)
 - 1 3 番委員 坪井 史憲 中部運輸局長 (代理 小林 博之)
 - 1 5 番委員 岡本 栄 三重県市長会
 - 1 7 番委員 中瀬 信之 三重県議会議員
 - 1 8 番委員 平畑 武 三重県議会議員
 - 1 9 番委員 小林 貴虎 三重県議会議員
 - 2 0 番委員 服部 富男 三重県議会議員
 - 2 1 番委員 野村 保夫 三重県議会議員
 - 2 2 番委員 稲森 稔尚 三重県議会議員
 - 2 3 番委員 伊藤 真人 三重県市議会議長会会長 (桑名市議会議長)
 - 2 4 番委員 寺本 清春 三重県町村議会議長会副会長 (川越町議会議長)

第191回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 向井次長

委員の方で遅れている方がお見えのようなので、もしかしたら審議会の開催中にご入場していただくことがあるかとも思いますけれども、始めさせていただきます。

第191回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部長の渡辺のほうから、ごあいさつを申し上げます。

○県土整備部 渡辺部長

県土整備部長の渡辺です。

委員の皆様には年末のお忙しい中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

今年を振り返りますと、道路関係では、2月に中勢バイパスの津と鈴鹿間が開通、3月には新名神の県内区間の全線開通や、近畿自動車道紀勢線が全線事業化されるなど、県内の道路ネットワークが大きく前進する1年となりました。一方、10月の台風19号など、全国各地で大きな自然災害が発生し、三重県においても9月の豪雨や台風等により被害が発生したところでございます。

現在、令和2年度の三重県新年度予算につきまして、協議、調整を行っているところでございますが、国土強靱化に向けた国の補助事業も活用して、防災・減災対策を進めていきたいと考えております。

都市計画におきましては、前回の当審議会でご報告いたしました伊勢志摩、伊賀、東紀州の3圏域における、10の都市計画区域マスタープランにつきまして、12月11日から年明けの1月9日まで、県民の皆様からの意見を募集しているところでございます。今後、いただきましたご意見をとりまとめ、ご審議を賜りますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、四日市都市計画区域区分の変更や鈴鹿都市計画道路の変更など、5議案についてご審議をいただきます。委員の皆様には、専門分野や日頃のご活動の中でのお気づきの点など、さまざまなご意見、ご提言をいただくことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、本日の審議会では、先ほど部長が申したように、ご審議いただきます議案が5件ございます。

まずですね、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料としては、まず「事項書」、ペーパー1枚のものです。それから、青色の表紙に本日の日付が入ったA4サイズの「議案書」1冊。議案書につきましてはですね、事前に配付、郵送等で配付させていただきましたけれども、表記の一部をわかりやすくするために修正しましたので、こちらをお使いいただきますようお願いいたします。特に審議内容に影響されるような修正ではございません。それから、「第190回三重県都市計画審議会議案の手続状況」1枚。それから、本日スクリーンで説明します、画面をコピーした参考資料を1冊。それから、「第192回三重県都市計画審議会予定議案概要」1枚。「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」1枚を机のほうに置かせていただいております。

資料の不足はございませんか。ございましたら、お教えいただければと思いますけれども、よろしいですか。

※ 特段の声なし

<委員紹介>

○司会：都市政策担当 向井次長

それでは、続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。

第23番委員 三重県市議会議長会会長 伊藤真人様でございます。

○伊藤委員

伊藤でございます。よろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

どうぞよろしく申し上げます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、当審議会の会長、松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただくこととなります。

松本会長様には議長席のほうにお移りください。

※ 松本会長、議長席に移動

○司会：都市政策担当 向井次長

これから先の進行につきましては、松本議長、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。それでは、ここから私のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞ皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

本審議会の議事録署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定により、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

本日、第2番委員 村山委員、第8番委員 増田委員のお二人をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：松本会長

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい。報告いたします。委員総数24名のうち、委任状の提出がありました4名の代理出席を含めまして、18名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。ただ今報告がありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立とさせていただきます。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。異議はないようでございますので、公開することと決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告願います。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい。本日、一般傍聴者の方8名と報道機関の方1名が来られております。

○議長：松本会長

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。しばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

○議長：松本会長

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反した時は注意し、また、これに従わない時は退場していただく場合もありますこと、ご了承ください。

4 第190回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

それでは、審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第190回都市計画審議会に関する報告があるとのことですので、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

三重県県土整備部都市政策課課長補佐の富増と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから、前回の手続き状況についてご報告させていただきます。資料の「第190回三重県都市計画審議会議案手続状況」をご覧ください。

令和元年11月5日に開催いたしました第190回三重県都市計画審議会ですが、1件をご審議いただきました。第1786号議案「いなべ準都市計画区域の指定」につきまして、いなべ市藤原町藤ヶ丘地区につきましては、他の地区に比して、土地利用の整序を図ることの緊急性が特に高いと考えられることから、当該地区を含めた都市計画区域への編入までの補完として、先行的に土地利用の整序を図る必要がある区域を準都市計画区域に指定することを確認いただきましたが、12月20日に告示をさせていただいております。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

ただ今のご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「なし」との声あり

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

5 議事

(1) 第 1787 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」

○議長：松本会長

それでは、お手元の事項書に従いまして議案の審議に入っていきたいと思えます。

それでは、第 1787 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

県土整備部都市政策課課長の藤森と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、第 1787 号議案をご説明申し上げます。

第 1787 号議案は「四日市都市計画区域区分の変更」でございますが、四日市都市計画区域内の市街化調整区域を市街化区域に編入するものでございます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

今回の四日市都市計画区域区分の変更内容についてご説明申し上げます。今回市街化区域に編入予定の西坂部地区は、現在市街化調整区域となっておりますが、市街化区域に隣接する形で地区計画に基づく民間開発が進行し、住居系土地利用が進展したことから、市街化区域に編入するものでございます。

次に、人口フレームについてご説明いたします。四日市都市計画区域内人口は、基準年である平成 22 年をピークに減少すると見込まれ、令和 2 年の市街化区域内人口は 29 万 5 千人と推計されます。令和 2 年の市街化区域内の収容可能人口、スクリーンの表で言う配分する人口は、28 万 8 千人と推計され、およそ 7 千人が市街化区域に収まらないこととなります。このような市街化区域に収まらない人口を、保留人口と言います。保留人口がおよそ 7 千人ということで、およそ 7 千人に相当する面積分、市街化区域の拡大が可能ということでございます。

続いて、編入後の保留人口について、もう少し詳細をご説明いたします。先ほども説明申し上げましたが、現在の保留人口は、目標年である令和 2 年の市街化区域の将来人口 294,571 人から、既存の市街化区域の令和 2 年の収容可能人口、つまり配分する人口 287,459 人を差し引

いた 7,112 人となります。この保留人口のうち、今回の編入により配分する保留人口は、市街化区域に編入する西坂部地区の区画数と、世帯当たりの推計人口から算出した当該編入区域の計画人口 209 人となり、現在の保留人口以内に収まります。ちなみに、編入後の保留人口は、現在の保留人口から今回配分する保留人口を差し引いた 6,903 人になりますが、お手元の議案書「1787-1」の計画書上は、千人単位で四捨五入したうえでの表記としておりますので、見かけ上は変更がないような記載となっております。

それでは、今回の変更箇所の位置をご説明申し上げます。今回編入予定の西坂部地区は、四日市市の中心部から北西に約 5km の地点に位置しております。スクリーンの位置図で、赤い破線の丸で囲ったところでございます。

こちらは、先ほどの位置図を拡大したものになります。編入箇所は、赤枠で示した区域で、東側に第 1 種低層住居専用地域、南側に第 1 種中高層住居専用地域の用途地域が指定されている住宅団地に接しております。また、当該編入区域から西側へ約 150m 離れた位置には、北勢バイパスの整備が計画されております。

次に、変更箇所の具体的な内容についてご説明申し上げます。スクリーンは西坂部地区を拡大した計画図でございまして、赤色に着色した範囲が今回市街化区域に編入する区域でございます。当該地区の周辺環境でございますが、東側と南側に住宅団地が立地し、北側と西側には既存集落や農地、樹林地が広がるなど、住環境・自然環境に恵まれた地区となっております。

次に、今回、当該区域を市街化編入するに至った経緯をご説明いたします。平成 24 年に、住居系の土地利用を図るため、四日市市が今回の編入区域を含む黄緑色に着色した範囲において地区計画を策定しております。これにより都市計画法に基づく開発行為が可能となり、計画的な面整備が実施され、翌年の平成 25 年に、一定の都市基盤の整備が完了いたしました。当該区域のような市街化区域辺縁部などでは、地区計画に基づく開発行為が着手されるなどによって市街化の傾向がみられた段階で、速やかに保留人口を活用し、市街化区域に編入することも考えられますけれども、今回の西坂部地区につきましては、より市街化の動向が確実となった時点、つまり住居系の土地利用が進展した段階で市街化区域に編入することといたしました。現在の状況としましては、住居系土地利用が進展した結果、ほぼすべての区画に住居が立地している状況でございます。

次に、西坂部地区の航空写真をご覧ください。ご覧のとおり、すでにほぼすべての区画で住宅が立地していることが確認できます。次のスライド以降から、各番号の場所から矢印方向に撮影した現地写真をお示しいたします。

まず初めに、①の地点から北西方向を写した写真をご覧ください。こちらの道路は四日市市道三重団地 2 号線でございます。編入区域のラインを赤色で示しておりますが、そのラインから左側のエリアを今回市街化区域に編入いたします。

続いて、②の地点から南西方向を写した写真をご覧ください。こちらの道路は編入区域の中央部を通る区画道路でございます。このように、道路整備はすでに完了し、各区画には住宅が立地しております。

続いて、③の地点から南方向を写した写真をご覧ください。同様に、すでに住宅が立地していることがわかります。編入区域のラインを赤色で示しておりますが、そのラインから左側が

今回の編入エリアでございます。

続きまして、④の地点から北方向を写した写真をご覧ください。こちらの道路は市道西坂部73号線で、先ほどと同様に、赤線が今回編入する区域と調整区域の境界でございます。境界より右側が編入区域でございます。

続きまして、⑤の地点、⑥の地点から北東方向を写した写真を2枚続けてご覧ください。編入区域の中央を通る区画道路及び周辺の様子がでございます。またこちらは、現在の市街化区域と今回編入する区域の境界付近の様子がでございます。赤線がその境界で、左側が編入区域でございます。このように今回市街化編入する部分には、住宅がほぼすべての区画で立地しており、住居系の土地利用が図られております。

以上のことから、都市計画法第7条第2項に規定されている市街化区域の定義のとおり、すでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に該当するものと考えられます。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明いたします。まず、議案書「1787-1」は、四日市都市計画区域区分の変更の計画書です。次に、「1787-2」は、新旧対照表でございます。続いて、「1787-3」が理由書、「1787-4」が位置図、そして「1787-5」が計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和元年10月15日から29日までの間、縦覧いたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、四日市市からは、当議案について、令和元年11月11日に異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第1787号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

ちょっと私のほうから、念のためということで確認させてください。ハザードマップと照らし合わせて、そういう危険な区域とかは含まれてないということで、よろしかったでしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

こちらの区域につきましては高台にございまして、浸水区域になっておりません。

○議長：松本会長

土砂災害とかも、大丈夫ということですね。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

はい。大丈夫です。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

その他、皆様方、いかがでしょうか

※ 「異議なし」「ありません」との声あり

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

特に、ここはもう地区計画ですすでに基盤整備がされており、そして、それですぐに市街化が見込めるということで市街化編入というのも考えられるとのことでしたが、こうやって実際に市街化が進んだこの段階で市街化編入したいということでした。

それから、フレームに関しましても、まだ保留フレームがありますので、そのうちの 200 何名かのフレームをここで使うということになるかと思いますが。

特に、よろしいでしょうか。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

それでは、特にご異議ございませんようですので、第 1787 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきましては、原案が適切であると判断したいと思います。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

ありがとうございました。

(2) 第 1788 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」

○議長：松本会長

それでは続きまして、第 1788 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

それでは、第 1788 号議案「鈴鹿都市計画道路（3・1・28 号北勢バイパス）の変更」についてご説明申し上げます。

この議案は、鈴鹿都市計画区域にある都市計画道路「北勢バイパス」にかかる都市計画決定

事項の一部を変更するものでございます。内容としましては、別途都市計画手続きを進めております鈴鹿亀山道路の計画内容を踏まえて、交差する箇所付近の構造形式の変更を行うものでございます。

それでは、スクリーンを使ってご説明をしますので、ご覧ください。

議案の説明に入る前に、北勢バイパスの概要についてご説明申し上げます。前方の図は、川越町から津市に至る沿岸部であり、方角は向かって右側が北、左側が南となります。北勢バイパスは、平成2年12月25日に都市計画決定された道路で、起点を三重県三重郡川越町南福崎、終点を三重県鈴鹿市稲生町とした、延長24.2kmの主要幹線道路でございます。北勢バイパスの南端は中勢バイパスに接続し、北勢バイパス・中勢バイパス一体となって、さらに大きなネットワークを構成するものです。

北勢バイパスの整備効果としまして、大きく3つの効果が挙げられます。1つ目としまして、地域経済・社会活動の発展に寄与すること、2つ目に、通過交通の転換により現道の渋滞緩和・事故減少につながることで、3つ目に、災害に強い道路機能が確保されることとでございます。

それでは、各整備効果の詳細についてご説明申し上げます。

まず、1つ目の整備効果です。「地域経済・社会活動の発展に寄与すること」でございますが、北勢バイパスの整備により、中勢バイパスとつながり一連の道路となることで、新たに南北幹線道路が構築されます。バイパスの整備により新たな産業集積地も形成されておりますが、これら産業集積地どうしや国際拠点港湾である四日市港へのアクセス向上、円滑な物流ネットワークの確保による効率化や産業間の連携を促進するなど、三重県北勢・中勢地域の地域経済・社会活動の支援、発展に寄与いたします。

2つ目の整備効果です。「通過交通の転換により現道の渋滞緩和・事故減少につながることで」でございますが、先にお伝えしましたとおり、北勢バイパスの整備により、ダブルネットワークが構築されますので、道路の選択性が高まります。地図上にお示しするとおり、並行する国道1号、23号には、多数の渋滞箇所や、事故危険箇所等が存在します。この国道1号、23号からバイパスへ通過交通の転換が行われ、交通が分散されることで、国道1号、23号の交通量が減り、渋滞緩和や事故減少が期待されます。

3つ目の整備効果です。「災害に強い道路機能を確保すること」でございますが、北勢バイパスの整備により、沿岸部の津波浸水区域を回避するルートが確保されることで、南海トラフ巨大地震などの災害時には、防災拠点の連絡、道路啓開ルートの形成など、リダンダンシー、つまり代替機能を確保し、いち早い人命救助や復旧活動に貢献いたします。

次に、北勢圏域周辺の新たなネットワークを構成する道路の整備状況についてご説明いたします。紫の線で示しております、左側の中勢バイパスは、本年2月の津・鈴鹿間の開通により、松阪市小津町の現道23号から鈴鹿市の野町まで一連の23号バイパスとしてつながり、全体の90%以上がすでに開通済みとなりました。そして、今回の都市計画変更の対象となる北勢バイパスの整備状況ですが、北から整備が進められており、赤の実線の部分、川越町から四日市市の市道日永八郷線に至るまでが平成26年度までに開通しています。また、赤の破線の部分になりますが、市道日永八郷線から黒の線で示しました四日市インターチェンジから海側へ延びる国道477号バイパスまでの間では、現在工事が進められております。その先、国道477号バイ

パスから国道1号との交点までの間につきましては、調査設計が進められているところがございます。さらに、図面中央の赤の点線部分の国道1号から中勢バイパスの間は、事業化されていない区間となりますが、周辺の開通状況から事業化の必要性がますます高まっているところがございます。この区間に、大きな白抜きの青の点線で表記しております鈴鹿亀山道路が、接続する予定でございます。

ここまで、北勢バイパスの道路整備効果や、周辺道路の整備状況を説明してまいりましたが、ここから改めまして、今回都市計画決定を変更する区間についてご説明いたします。今回都市計画決定を変更する区間は、赤の点線の区間のうち、オレンジ色の四角で囲んだ部分でございます。オレンジ色で囲んだ部分を拡大し、ご説明申し上げます。

こちらが、今回都市計画決定を変更する区間を写した図となります。北勢バイパスと主要地方道神戸長沢線が平面交差する計画でございました。この交差点に、別途都市計画手続きが進められております、鈴鹿亀山道路の起点が計画されておりますので、この計画と整合をとるため、北勢バイパスと鈴鹿亀山道路の接続部付近の構造形式を変更するものでございます。

次のスライドから、細部についてご説明を申し上げます。

まず、現在の北勢バイパスの都市計画決定事項をご説明いたします。当道路は、四日市都市計画区域、鈴鹿都市計画区域にまたがりますが、鈴鹿都市計画区域内において、延長約6,830m、路面部の幅員は画面に示した横断図のように25mとなっております。また、車線数は4車線でございます。

続きまして、今回変更する内容についてご説明いたします。上の図が変更前後の重ね合わせ平面図、下の図が縦断の重ね合わせ図になります。先にご説明しましたとおり、都市計画決定に向けて手続きが進められている鈴鹿亀山道路が新たに取り付くことにより、4車線同士の道路交通を円滑に処理するために交差点を立体化する必要があり、現行の都市計画では地表式であった620mの区間の構造形式を嵩上式に変更いたします。また、立体交差化に伴い、本線に合流するためのランプや副道の設置により幅員が変更となります。今回変更する範囲を赤線でお示しをしております。この交差点部の標準横断図はこちらのとおりでございます。地表式の盛土構造から、嵩上式の橋梁構造に変更となります。

続きまして、今回変更する区間の現況を写真でご説明申し上げます。この図は、先ほどご説明申し上げました変更前後の重ね合わせ図になりますが、これに写真方向を示しております。

まず、①については、嵩上式に変更する区間を西側から東方向を写した写真でございます。現状としまして、一面の田園地域となっております。奥に向かって道路が伸びておりますが、これにかぶせるように鈴鹿亀山道路が計画されています。そして、この道路と直角に、写真の左側から右側に向けて、北勢バイパスが建設されることとなります。

続きまして、②でございます。道路が計画されている箇所、今回の変更区間の中間部にあたります。北側の四日市方向を向いて撮影をした写真です。この農道に並行して、写真奥から手前に向かって北勢バイパスが建設されることとなります。また、写真ではわかりにくいですが、道路の奥に鈴鹿川の堤防があります。

続きまして、③でございます。先ほどの②の逆方向となります。南側の鈴鹿市三日市地区の

方面を向いて撮影をした写真です。農道に並行して、写真手前から奥に向かって、北勢バイパスが建設されることとなります。

続きまして、④でございます。今回変更する区間の北端部から、南側の鈴鹿市三日市地区の方面を向いて撮影をした写真となります。写真にある農道に並行して、手前から奥に向かって北勢バイパスが建設されることとなります。

次に、住民説明会等の状況についてご説明いたします。住民説明会を平成31年2月26日に、さらにパブリックコメントを平成31年2月28日から3月29日まで実施いたしました。特に都市計画の変更案に対する意見はございませんでした。都市計画法に基づく変更案の縦覧についても、令和元年10月23日から11月6日まで行いましたが、意見の提出はありませんでした。また、当該都市計画の変更にかかる関係市である鈴鹿市から意見聴取を行った結果、異存なしとの回答をいただいております。

以上でスクリーンを用いた説明を終了し、引き続き、お手元の議案書をご覧ください。議案書をおめくりいただき、議案書の「1788-1」が鈴鹿都市計画道路の計画書となります。次に、「1788-2」が新旧対照表、「1788-3」が理由書です。「1788-4」が位置図となります。「1788-5」が計画図です。「1788-6」が参考図の標準断面図です。上段にインターチェンジ交差点部、橋梁部の断面、下段に副道設置部の断面図を記載しております。

第1788号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長：松本会長

はい。それでは、ただ今の第1788号議案の中身に対しまして、ご質問・ご意見ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「はい。すみません議長。」との声あり

○議長：松本会長

はい。では、お願いいたします。

○服部委員

20番委員の服部でございます。先ほど説明もいただいたのですが、土地と、地権者とかですね、そういった方への、説明会とか、そういったことは行われたのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

今回の都市計画変更に関しまして、地権者等々、あるいは周辺にお住まいの住民の方々ですかね、に対しての説明等は行われたかどうかを教えてください。

○事務局：都市政策課 山室主幹

今回はですね、都市計画道路の変更の案につきましてですね、住民説明会のほうをさせていただいております。ただ、個別の地権者ごとの説明というのは行っておりませんが、住民説明会にて、個別に説明を求められた際にはできるだけご説明させていただいたということがございます。

○服部委員

はい。わかりました。今後、地権者の方等ともしっかりとですね、協議していただきたいと思います。以上です。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

ちなみに、住民説明会には何人の方がご参加いただいたのでしょうか。

○議長：松本会長

大体で結構でございますが。

○事務局：都市政策課 山室主幹

すみません。細かい数字はあれなんですけど。50人ぐらいの方々かと思ってるんですが。

○議長：松本会長

だいぶ前に行われたのですか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

2月26日ですね。

○議長：松本会長

2月ですか、はい。一応、ちゃんと地域の方々にご案内をして説明会を開いていただいたということですね。そこでも特に大きなご異論はなかったということで、よろしいですね。

○事務局：都市政策課 山室主幹

はい。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい。お願いいたします。

小林委員ですかね。19番 小林委員、お願いします。

○小林委員

すいません。北勢バイパスが通る所にはすでに道路があるわけですけども、元々盛土の高規格ということなので、これをつぶして、下は通らない形で、新たに上に道路を造ることになるのかなというふうに思っているのですが、先ほどのご説明、この道路の関係がどうなるのか、ひとつ伺いたいと思います。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

既設道路との関係ということかと思いますが、今回嵩上式に変わるということですけど、その辺がどういうふうになる、道路の連続性と言うんですかね、構造的にどうなのか、教えてくださいいただけますか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

鈴鹿亀山道路と北勢バイパスは、立体交差させていただきます。下の今の県道につきましてはですね、側道が付きますので、そこからですね、北勢バイパス、鈴鹿亀山道路に平面交差することを考えております。ということで、今の神戸長沢線は残ることになります。

○小林委員

じゃあ、その道路は残った形で、地元の道として使って、その上で、もう一つ上に道路が通るといふ形の二重構造になるわけですね。わかりました。

そのうえで、交通量がそれなりに、上は当然増えるんですけども、下にも派生をするんじゃないかと思うんですが、この周辺、現在農用地なんだと思います。田んぼしかないんですが、この周辺が今後、例えば開発される予定であったりとか、都市計画が変わる可能性はあるのでしょうか。

○議長：松本会長

はい。事務局、お願いいたします。

○事務局：都市政策課 山室主幹

この、鈴鹿亀山道路と北勢バイパスの交差点付近はですね、市街化調整区域になっておりますね、また、沿道は農業振興地域となっておりますのでですね、新しい開発というのは、現時点はないのかなということで認識しております。

○議長：松本会長

はい。よろしいでしょうか。

○小林委員

はい。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

バイパスはあくまでもバイパスで、通過機能、トラフィック機能を優先していただきたいので、是非沿道の開発っていうのは抑制してもらったほうがいいですよ、とっております。

はい、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうかね。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

それでは、特にご異論はないようでございますので、原案が適切であると判断するということで、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ご異議なしということでございましたので、第 1788 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」につきましては原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

(3) 第 1789 号議案「亀山都市計画道路の変更」

○議長：松本会長

続きまして、第 1789 号議案「亀山都市計画道路の変更」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

それでは、「亀山都市計画道路（国道1号線及び関連路線）の変更」についてご説明いたします。

まず、説明内容についてでございますが、

1. 都市計画道路の見直しの必要性について
2. 今回の都市計画変更予定の路線について
3. 都市計画変更（案）について
4. 縦覧結果等について

この4項目を順に説明してまいります。

はじめに、都市計画道路の見直しについてでございます。都市計画決定後から長期間にわたり整備が行われていない路線も多く存在し、計画決定時と比べ人口や交通量などの見通しやまちづくりの方針が変わり、現時点では必要性が低下している路線もあると考えられます。そのため、適切に見直しを行うことが必要となっております。

次に、今回の都市計画変更対象路線でございます。都市計画道路国道1号線の範囲は、こちらの図に示すとおり、川合町交差点付近から太岡寺町交差点付近の延長約6kmの区間であり、現況道路は三重県が県道として管理をしております。この区間は、国道1号亀山バイパスと並走する区間となります。変更内容につきましては、後ほど説明いたしますが、現在4車線の都市計画決定から2車線への計画の変更となります。また、都市計画道路国道1号線の計画幅員が縮小となることから、交差する都市計画道路の延長が変更となるため、併せて都市計画道路北山芸濃線の変更手続きが必要となります。

次に、都市計画道路国道1号線のこれまでの経緯をご説明いたします。都市計画道路国道1号線は、当初、昭和47年に著しい交通渋滞解消のため、4車線道路として都市計画決定されました。その後、昭和57年に市街地を迂回する形で国道1号亀山バイパスが4車線道路として都市計画決定され、平成7年に暫定2車線で供用開始をされました。その結果、都市計画道路国道1号線の今回変更予定区間の交通量が、亀山バイパス供用開始前の約2万台から約1万台へと大幅に減少し、将来、亀山バイパスの4車線化に伴いさらなる交通量の減少が見込まれております。このような道路状況の変化から、都市計画道路国道1号線の川合町交差点から大岡寺交差点については、当初決定の4車線から現在の交通量に見合った2車線への変更を行います。なお、都市計画道路国道1号線は、市内の重要な交通ネットワークの主軸として必要な道路と位置づけておりますが、現況道路は幅員も場所によって異なります。今回の都市計画変更案は、将来的な道路計画として、歩道幅員の拡幅だけでなく、道路線形、車道幅員についても改良を行うこととなります。

次に、都市計画変更（案）について、変更内容を概略断面図にて説明申し上げます。左側の図が「現在の都市計画決定」、右側の図が「都市計画変更案」となります。「現在の都市計画決定」は、現況道路2車線の両側歩道に対して、計画が4車線の両側歩道となり、この青色部分が建築制限範囲となります。幅員については、現況道路幅員11.5m～14.0mに対して、計画幅員20.75mとなります。また、こちらの「都市計画変更案」は、現況道路2車線の両側歩道に対して、計画が2車線の両側歩道となり、この青色部分が建築制限範囲となります。幅員につ

いては、現況道路幅員 11.5m～14.0mに対して、計画幅員 14m～16mとなり、変更前と比較すると約 5m～7mの計画幅員の変更となります。

現在の都市計画決定の 4 車線から 2 車線へ線形を変更するにあたっては、道路構造令を基準として計画するとともに、画面に写しております基本方針により検討を行っています。1 つ目に「現在の道路区域における線形を基本とする」、2 つ目に「現在の道路区域をできる限り活用する」、3 つ目に「できる限り家屋にかからないように配慮する」というものでございます。

次に、平面図を使って、代表的な起点、中間点、終点の 3 か所により説明をさせていただきます。凡例のとおり、青は現在の 4 車線の都市計画決定のライン、赤は 2 車線の都市計画変更ラインとなります。

起点部分についてですが、変更は、1 つ目の都市計画道路和田太岡寺線との交差点部分からとなります。こちらから北側につきましては、今後、国道 1 号亀山バイパスが、将来 4 車線化される際の取り付け部分となるため、4 車線のままの計画といたします。都市計画道路の変更断面は、道路幅員 3m×2 車線と、歩道幅員 3.5m×両側歩道の合計 14m幅員といたします。また、交差点部分については、右折車線を加えた 16.75m幅員とします。道路の線形については、現況道路の中心を基準としております。

次に、中間部分でございますが、都市計画道路の変更断面は、市の中心部分であり、道路両側に店舗等があるため、両側に停車帯を設けた 16m幅員、交差点部分については 16.75m幅員といたします。道路の線形については、現況道路の中心を基準としています。

次に、終点部分は市道落針道野線との交差点までですが、都市計画道路の変更断面は 14m幅員、交差点部分については 16.75m幅員といたします。道路の線形については、南側が J R 敷地となることから、現況道路の中心から少し北側に変更しております。また、都市計画道路国道 1 号線の計画幅員の縮小により、交差する都市計画道路 3 路線の延長が変更となります。具体的には、都市計画道路和田太岡寺線、都市計画道路北山芸濃線、都市計画道路和賀白川線でございます。中間部分の都市計画道路北山芸濃線が県決定の都市計画変更手続きとなります。

それでは、現地の写真をご覧ください。番号順にそれぞれの矢印の方向に撮影した写真をお示しいたします。

まず①の地点について、都市計画道路和田太岡寺線との交差点部分から終点側を撮影した写真です。現況の道路幅は約 14m程度となっております。

②の地点について、路線の中間部分から起点側に撮影した写真です。亀山市の中心部分であり、道路の両側に店舗が立ち並んでおります。現況の道路幅は約 14mとなっております。

③の地点について、市道落針道野線付近から起点側に撮影した写真です。現況の道路幅は約 11.5m程度となっております。

最後に、縦覧結果等を説明いたします。縦覧期間は、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 15 日までの 15 日間です。結果につきましては、縦覧者は 1 名で、意見書の提出はございませんでした。第 34 回亀山市都市計画審議会の審議では、特に異存はありませんでしたが、付帯意見として、「都市計画道路国道 1 号線の商工会議所前交差点から穴渕交差点間については、亀山市都市計画マスタープランにおいて、「まちなか道路整備」を推進することが記載されているので、都市計画変更後もそのような道路整備ができるよう、三重県に協力を賜りたい」との付帯

意見がありました。三重県として道路整備を行う際には、亀山市都市計画マスタープランに基づく「まちなか道路整備」を考慮した整備となるよう努めてまいります。なお、亀山市の意見について、特に異存なしとの回答をいただいております。

以上でスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書をご覧ください。まず、議案書「1789-1」が亀山都市計画道路の変更の計画書になります。次に、「1789-2」が新旧対照表です。次に、「1789-3」が理由書です。次に、「1789-4」が位置図になります。次に、「1789-5 から 8」が今回変更する区間の計画図になります。次に、「1789-9」が今回変更する区間の参考図でございます。

第 1789 号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、ご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

少し私の方から確認させてください。今回都市計画変更ということで、先ほど歩道両側幅員 3.5m、車線部分が 3.5 と 3.5 の 7m 等々のお話がありましたが、その中身っていうのは、先ほど亀山市の、まちなか道路整備の推進ですか、ということがあるので、そういう車線構成なんかは、まだ柔軟に変更は可能なんでしょうか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

亀山市マスタープランで言います、まちなか道路整備を推進するために、道路整備を行う際にはですね、今回の都市計画決定の中で、中間部分についてはですね、停車帯を設けておりますが、その部分などを活用させていただいてですね、道路空間の再配置ということですね、幅員構成を柔軟に対応して、亀山市さんと綿密に調整を行って対応していきたいと考えております。

○議長：松本会長

はい。そういう意味で、全体の幅員は都市計画決定しますが、その中の車線構成とか空間構成に関しては決定事項ではなくて、柔軟に対応が可能だということで、よろしいですね。

はい、ありがとうございます。

例えばという意味で、自転車レーンを作るだとか、あるいは沿道の条件によって片方の歩道を広く取ったりし、そこを少し、何か活用してもらおうとかいうのも可能だということですね。

はい、ありがとうございました。
その他、皆様方がいかがでしょうか。
※ 「異議なし」の声あり

○議長：松本会長

特に、ございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

それでは、特にご異議ないようでございますので、第 1789 号議案でございますが、原案が適切と判断することでご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、異議がないということでございますので、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

(4) 第 1790 号議案「松阪都市計画道路の変更」

○議長：松本会長

続きまして、第 1790 号議案「松阪都市計画道路の変更」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

続きまして、第 1790 号議案についてご説明いたします。第 1790 号議案は、「松阪都市計画道路の変更」でございますが、都市計画道路の名称変更を行うものでございます。

今回の変更の概要についてご説明申し上げます。都市計画法上の道路名である「松阪都市計画道路 3・4・4 号国道 42 号線」を「松阪都市計画道路 3・4・4 号小津八太線」に変更いたします。これは、平成 31 年 4 月 1 日、国道 42 号の一部区間が、国土交通省から県に移管されたことに伴うものです。

まず、今回変更する都市計画道路の位置についてご説明いたします。当該道路は松阪市の中心部を北から南へ縦断する、起点を小津町字八準婦、終点を八太町字クリ穴とした、延長約 10 km の都市計画道路でございます。起点の小津町、終点の八太町の名をとりまして、松阪都市計画道路 3・4・4 号小津八太線と名称を改めます。

続きまして、今回の変更の経緯についてご説明いたします。まず、ただ今黄色でお示ししました、国道 42 号のバイパスとして整備が進められておりました松阪多気バイパスが、平成 30

年3月に全線開通いたしました。国道42号は、当初緑色で示した路線でございましたが、黄色で示したバイパスの供用に伴い、バイパス部分を含む、ただ今ピンク色で示した路線へと変更されました。ここにおいて、元の国道42号の一部区間が、平成31年4月1日、国土交通省から三重県へと移管され、大黒田西交差点より北の道路は国道166号、これより南の道路は県道160号へと変更されました。以上のような一連の変更に伴いまして、道路法上の道路名と整合をはかるため、都市計画道路名を変更いたします。

それでは、当該道路について、現地写真をご覧ください。番号順にそれぞれの矢印の方向に撮影した写真をお示しいたします。

まずはじめに、①の地点について、南方向を写した写真をご覧ください。起点付近から当該道路を写しております。赤色の矢印でお示ししたように、南方向へ道路が伸びております。道路法上の道路名である、国道166号の標識がございます。

次に、②の地点について、南西方向を写した写真をご覧ください。こちらは、大黒田西交差点付近の写真です。国道166号から県道160号へと接続いたします。なお、国道166号は、ただ今緑色の矢印でお示ししたとおり、画面に向かって右奥のほうへと伸びてまいります。

最後に、終点付近の③の地点について、北東方向を写した写真をご覧ください。こちらは、終点付近の八太町北交差点の写真です。この交差点で、松阪多気バイパスに接続いたします。以上、赤色の矢印でお示ししてきまして、3・4・4号小津八太線でございます。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明いたします。議案書「1790-1」は、松阪都市計画道路の変更の計画書でございます。次に、「1790-2」は新旧対照表です。続いて、「1790-3」が理由書、「1790-4」が位置図でございます。なお、当議案につきまして、松阪市からは、令和元年11月26日に異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第1790号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、ご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいですかね。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

ちょっと1点だけ。さっきも看板が変わってたんですけど、どれくらい前にこう変わったんですかね。

○事務局：都市政策課 山室主幹

31年4月1日にですね、路線名が変更ってことになっています。

○議長：松本会長

つい最近ってことですね。わかりました。はい、ありがとうございます。
よろしいでしょうか。名称の変更ということですので。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

はい。特に、ご異議ございませんようですので、原案どおりでご承認ということでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。では、第1790号議案に関しましては原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

(5) 第1791号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」

○議長：松本会長

続きまして、第1791号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 南部

四日市市役所都市整備部建築指導課 南部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第1791号議案についてご説明させていただきます。本日、ご審議いただきますのは、建築基準法第51条に基づき、特定行政庁であります四日市市長より付議いたしました「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

はじめに、建築基準法第51条と都市計画審議会の位置づけをご説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。建築基準法第51条には、一定規模以上の処理能力がある廃棄物処理施設等の建築を規制しておりますが、ただし書の規定により、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて特定行政庁が許可した場合は、建築することができます。一般廃棄物処理施設は四日市市都市計画審議会で、産業廃

棄物処理施設は三重県都市計画審議会でご審議いただくこととなります。今回の施設は、産業廃棄物を取り扱う施設に該当します。

続きまして、具体的に議案の説明をさせていただきます。

それでは、施設の概要について説明させていただきます。本施設の用途は、廃プラスチック類等の破碎施設を備えた産業廃棄物処理施設であります。本件の申請者は、新英エコライフ株式会社であり、敷地の位置は、四日市市午起二丁目地内で、敷地面積は 4,752.31 m²となります。なお、本件の申請者は、一般廃棄物の処理を行う計画はございません。

今回の計画は、グループ会社である新英金属株式会社の東側の敷地に、新たに廃プラスチック類等の破碎機 2 台を、既設工場及び新設工場にそれぞれ 1 台、新設するものであります。今回新たに設置する破碎機の処理能力は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以降の説明におきましては廃掃法と省略させていただきます。）に規定する数量を超える処理を行うことから、本件の処理施設は、産業廃棄物処理施設に該当します。その処理能力は、表に示したとおりであり、法第 51 条に規定する処理能力を超える品目は、廃プラスチック類、がれき類及び木くずの 3 品目であります。

続きまして、計画内容について説明させていただきます。こちらは、四日市市東部の用途地域図でございます。画面左下の紫色で囲った所が、四日市市役所の位置となります。申請敷地の位置は、画面右上の赤色で囲った所であり、用途地域は「工業地域」となっております。こちらは、敷地周辺を拡大した用途地図になります。画面中央の赤色で囲った範囲が申請敷地となります。本件申請敷地の東側にありますオレンジ色に着色した南北の道路は国道 23 号であり、敷地の西側にあります青色で着色した南北の鉄道は J R 関西本線となります。本件申請地は、工業系の用途地域に囲まれた立地となっており、西側は J R 関西本線までが工業地域であり、敷地の東側は工業地域及び工業専用地域となっております。

続きまして、こちらの図は、申請敷地内の施設配置図であり、敷地の位置はオレンジ色で囲った所となります。敷地の東側にある国道 23 号から北側の市道東新午起 1 号線を経由して出入りをする計画であります。西側には既設工場があり、東側に新設工場を新築する計画でございます。今回新設する破碎機は、赤色の丸で囲った 2 か所で、既設工場と新設工場それぞれに 1 台ずつ設置する計画です。

以上が施設の概要になります。

続きまして、処理工程について説明させていただきます。こちらは、新設工場の平面図であり、青色の矢印は廃棄物の処理工程を示しております。搬入された廃棄物は、画面左側に示した写真のような混合廃棄物として搬入され、青色の矢印の工程で処理が行われます。土間選別と表示された所で手選別をし、次に二軸粗破碎機①にて破碎を行い、破碎したものを手選別して、それぞれの品目の所に保管していきます。さらなる選別が必要となるものについては、機械選別を行い、非鉄金属については売却をし、その他の廃プラスチック類等については埋立処分場又は中間処理施設へ排出されます。

続きまして、既設工場で行う処理工程について説明させていただきます。搬入された廃棄物のうち、画面右側に示した写真のような単品物については、既設工場にて処理を行います。搬入された単品物のうち、汚れの少ないビニール類等については、スクリーン上部の圧縮・梱包

機にて圧縮・梱包を行います。圧縮・梱包ができない廃タイヤ等の単品物については、スクリーン下部の二軸粗破砕機②にて破砕を行い、種類に応じて売却、埋立処分場又は中間処理施設へ搬出されます。

次に、維持管理計画の説明をさせていただきます。本施設の作業員は7人を予定しており、施設の1日の稼働時間は朝7時から夜7時までの11時間です。破砕機などの機器は、自動運転を行う計画ではありますが、作業員を適切に配置し、安全管理する計画であり、操業体制に特に問題はありませぬ。また、本施設は、定期的に点検・清掃を行うなど、安全、衛生面における配慮を行う計画であります。

続きまして、敷地の位置の妥当性について、①番から⑤番まで、順にご説明させていただきます。

まず、都市計画マスタープランとの整合性についてご説明させていただきます。こちらの図は、都市計画マスタープランにおける土地利用の方針を示した図であります。申請敷地は、赤色で示した所で、黄色の点線で囲った範囲の都市活用ゾーンの中に位置しています。

続きまして、申請敷地周辺の土地利用方針図をご覧ください。敷地の位置の妥当性について、特定行政庁としての見解を説明させていただきます。こちらの右側の図は、申請敷地周辺の都市計画マスタープランにおける土地利用の方針を示した土地利用方針図であります。赤色で示した申請敷地は、紫色に着色された土地利用区分における、「都市活用ゾーン」の「港・工業系土地利用」のところに位置しております。土地利用の基本方針として、臨海部の産業空間は、遊休地の利活用を含めて産業機能の充実、高度化を図ることとされており、本計画は、土地利用上、都市計画マスタープランと整合したものとなっております。

続きまして、周辺環境に対する影響の妥当性について説明させていただきます。周辺環境への影響につきましては、騒音対策として、敷地境界に高さ3m以上の遮音壁を設け、新設工場の内壁には、石膏ボードの二重張りを行う遮音対策を行っております。振動については、破砕施設に防振ゴムを設けます。粉塵については、破砕施設に散水設備を設置し、必要に応じて散水を行うなど、周辺環境への対策を行う計画であります。また、騒音・振動にかかる生活環境影響調査を実施し、稼働時間内の敷地境界における騒音・振動レベルの予測値が、工業地域内の規制値以下となっております。次に、処理工程における悪臭は発生いたしません。排水につきましても、破砕施設由来の排水は発生せず、管理事務所のトイレなどからの排水については、浄化槽を経由し、外部側溝に放流する計画であり、本施設稼働により周辺環境への影響はないものと判断しております。

続きまして、搬出入経路の妥当性について説明させていただきます。搬入物は、20t車、4t車にて、脱着式コンテナ、専用パレット等で搬入され、画面左下に示した写真のように2、3段積みにて保管する計画でございます。搬出物の一例としては、右下に示した写真のような圧縮・梱包物については大型のウイング車等で行い、その他については脱着式コンテナ等で搬出時にその場で積み込み作業を行う予定でございます。搬出入の経路は、敷地の北側の市道東新午起1号線を経由し、国道23号にて行います。その車両台数は1日あたり約60台であり、国道23号の1日あたりの上下線の交通量約44,000台と比較して著しく少ないことから、国道23号

の通過交通に及ぼす影響はないものと判断しております。

続きまして、関係機関との協議の状況について説明させていただきます。環境部局との協議としましては、本施設が廃掃法の規定による産業廃棄物処理施設であることから、施設の設置許可が必要となりますので、本申請と並行して手続きを進めております。三重県の廃棄物対策課との協議につきましては、概ね終了しており、本件破砕施設の設置については、支障がないと聞いております。次に、地元自治会との協議については、自治会長へ説明を行い、特に反対などの意見はなかったとのことであります。また、近隣の企業や住民に対しても説明を行い、同様に了承は得られております。

以上のことを踏まえ、最後に、施設の敷地の位置の妥当性について、特定行政庁の見解をまとめさせていただきます。

- ① 都市計画マスタープランにおける土地利用の基本方針や用途地域との整合が図られていること
- ② 環境保全対策が図られ、周辺環境への影響がないこと
- ③ 搬出入車両における周辺道路の通過交通に及ぼす影響がないこと
- ④ 当該施設については、支障がないものとして、環境部局との協議は、概ね終了しており、施設設置許可に向け、手続きが並行して進められていること
- ⑤ 地元自治会及び近隣関係住民に対して、本計画について説明を行い、了承を得ていること

以上のことから、当該敷地の位置が都市計画上支障がないと認められると判断し、付議させていただきます。

説明は以上となります。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、ご質問・ご意見等ありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※「議長。すみません。」との声あり

○議長：松本会長

はい。よろしくお願いいたします。

○服部委員

騒音と振動のところですね、「予測値が工業地域での規制基準値以下」というように、ここに掲載されておりますけども、どのあたりの何ホーンがこの基準なのか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長：松本会長

はい。では、規制基準を教えてください。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

はい。工業地域の規制値につきましては、騒音は、朝と夕方が 65 デシベル、昼間が 70 デシベル、夜が 60 デシベル。振動は、昼間が 65 デシベル、夜間は 60 デシベルという規制値でございます。

○服部委員

はい。ありがとうございます。そうすると、夜間で 50 デシベル、55 でしたか、昼間が 65 デシベル。かなり音が非常に出るのではないのかな、という印象を受ける気もするんですけども。あと、地元の方の了承を得られているということもございますけども、この悪臭は発生はしないというのはわかるんですが、粉塵とかそういったものが発生する可能性があるのか。破碎された時のホコリとかですね、そういった処理はどういうふうにされておられるのか、ちょっと確認をお願いしたいんですが。

○議長：松本会長

はい。お願いいたします。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

粉塵につきましては、一応出ないように行いますのと、必要に応じてミスト状のもので散水をいたします。ですので、粉塵対策としては、大丈夫と考えております。

○服部委員

はい。じゃあそうすると、外に出ないような形で機械の中で処理をしていただくということの理解でいいわけですか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

そういうことでございます。

○服部委員

そうですか。わかりました。

それと、搬入路の影響についての聞きたいんですが、この国道 23 号線、私たちもよく通るのですが、名古屋から今の午起の工場の新設された所へですね、右折をされるわけなんですけども、この右折ラインの中でですね、ちょっと確認ですが、右折専用レーンというのはあるのかなのか、私は、あまりですね、小さかったんじゃないかなとちょっと心配してるんですが、どうでしょうか。

○議長：松本会長

はい。いかがでしょうか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

確認はできてないんですが。

○服部委員

そうすると、かなりの台数が通ると思うんですけど、1日に大体、説明していただいた中でちょっと聞き逃しまして、1日に大体どのくらい車が往復をされるんでしょうか。

○議長：松本会長

はい。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

予定では、1日60台を予定しております。ですので、11時間稼働ということで申請はなっておるんですけども、繁忙期が11時間稼働ということですが、常時は8時間の稼働になりますので、1時間あたり7台から8台程度の搬出入車になるという計画でございます。

○議長：松本会長

はい。

○服部委員

かなり台数は今よりも増えると、当然増えるわけなんですけど。23号、非常に渋滞が、車の量が多くてですね、普段でも非常に渋滞が発生をしているこの地域なものですから、非常に危惧するところなんですけども。もちろん自治会の皆様が、それで了承は得られているということなので、私たちがなかなか指摘することも難しいと思うんですけど。

それ言ったら、住宅は、こういう地域ですので、住宅は昔からの建物しかありませんので、新しく建てるということもないものですから。朝の7時には仕事を始め、工場が稼働されると。朝7時というのは、どうなんでしょうか。近隣の工場は非常に音を出しますよ、あの周辺は。かなり大きな音になると思うんですけど。どうなんでしょう、朝7時っていうのは何か、自治会の中でも質問はなかったでしょうか。ちょっと確認を行っていただけませんか。

○議長：松本会長

はい。いかがでしょうか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

朝7時から稼働ということに対してですね、その時間につきまして、自治会のほうからは特になかったと聞いております。朝7時からと言いましても、実際、朝一に稼働し始めるのは、9

時頃くらいじゃないかなというふうに思っております。

あと、車両の台数につきましても、事前に予約制をとると聞いておりますので、重なって来ると、なかなか受け入れ態勢が取れませんので、重複して来るようなことはないというふうには聞いております。ですので、今回の搬入、搬出の車両に伴ってですね、23号の通過交通が、渋滞が増えてしまうということはないのかなと考えております。

○議長：松本会長

はい。

○服部委員

どうもありがとうございました。以上です。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

ちなみに、この申請地周辺に住居はないということで、よろしかったですよね。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

一応、敷地周辺の中には3軒ございまして、その3軒の地権者から同意をいただいております。

○議長：松本会長

その周辺とは、直近なんですか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

100m以内です。

○議長：松本会長

100m以内に3軒はあるものの、その3軒からは了承を得ているということですね。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

はい。

○議長：松本会長

それから、騒音に関しましては、23号がありますので、多分こちらの暗騒音のほうが大きいとは思いますが、ちなみに、この23号の所の騒音は、今、何デシベルぐらいですか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

かなり大きいかなと思うんですが。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

73 デンベルでございます。

○議長：松本会長

ということですね。ですから、今回、発生する騒音は規制値の基準以内ですが、そもそも暗騒音が規制値を超えているということですね。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

そうです。

○議長：松本会長

そういう状況だということであります。

ちなみに、この右折レーンって、大変重要なご指摘をいただいたかと思っております。そういう意味では、この交差点での需要率なんか、どういう値でしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

要は、捌けているかどうか。今回、右折で、時間に1、2台なので、それによって捌けなくなるといったことはないんですが、現況としてどうかというのは掴んでいますか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

現在の状況としては、常に渋滞しているということは聞いていないということでございます。

○議長：松本会長

そうですか。じゃあ慢性的に、1時間にわたって渋滞するようなことはなくて、いくつかのサイクルでは混むことはあっても、ということですか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

はい、そうです。

○議長：松本会長

ですから、今回、ここで新たに60台、新規に運搬車が発生しますが、それに伴って、道路の改良とか、あるいは、サイクルの見直し等々を必要とするほどではない、という判断でよろしいですか。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

はい、そうです。

○議長：松本会長

ということだそうでございます。ありがとうございました。

ちなみに、右折レーンの有無ぐらいは、確認できませんか。今、便利なものがあるので。

○事務局：都市政策課 冨増課長補佐

航空写真とかを見させていただきますと、右折レーン、23号に付いているということでございますので。信号交差点で、なおかつ右折レーンがあるという。

○議長：松本会長

そうですか。じゃあ、この交差点には、あるということですかね。

○事務局：都市政策課 冨増課長補佐

はい。

○議長：松本会長

ということだそうです。はい、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

はい、お願いいたします。

○増田委員

すいません。ちょっと教えていただきたいんですけども、生活排水については浄化槽を持っているということなんですけども、四日市は下水はないのでしょうか。それとも、工場地帯は、下水処理は行ってもらえないということなののでしょうか。

○議長：松本会長

はい、お願いいたします。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

ちなみに、生活排水は浄化槽というのは間違いありませんね。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

そうです、間違いありません。

○議長：松本会長

なるほど。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

申し訳ございません。こちらの申請敷地について、下水道区域かどうかは、今、資料を持ってございませんので、申し訳ないですけども。今回の申請では、浄化槽という形で処理するということであります。

○議長：松本会長

じゃあ、最低限、浄化槽で、ちゃんと自分の所で処理をして、その後、どこへ流すんですかね。

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

公共の水路へ流す。

○議長：松本会長

公共排水へ流す、ということですか。一方で、下水道が整備されていれば、当然、そこへ接続されるのも一つの方策だと思いますので、いずれにしても、それでこの敷地が不適當ということではないと思いますが。

そういうことでいいですね、増田さん。

○増田委員

はい。折角下水道が整備されているのあれば。

○議長：松本会長

あるなら、その下水道、公共下水道を使っていただいたらいいということで、よろしいですよ。ということで、そういうことをお伝えいただければよろしいかと思っておりますので、お願いしたいと思います。はい、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいですかね。

ちなみに、今の質問、答えられなかったところは、次回の、この都計審のときに報告いただ

くということで、よろしいですかね。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

はい、確認させて頂きまして、報告いたします。

○議長：松本会長

はい、確認してもらって、また報告いただければと思います。はい、ありがとうございました。

その他、もうよろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

それでは、特段ご異議というのはなかったと思いますので、原案どおりで適切と判断することにつきまして、ご異議はございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それでは、異議がございませんでしたので、第 1791 号議案に関しましても原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

○県土整備部 渡辺部長

特定行政庁でございます。

○議長：松本会長

ごめんなさい。すいません、私が間違いました。

原案が適切でしたので、特定行政庁 四日市市長に原案どおり答申いたします。

はい、ありがとうございました。

6 第 192 回都市計画審議会予定議案について

○議長：松本会長

最後に、次回審議会につきまして、連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

次回審議会につきましては、令和 2 年 3 月 26 日の午後 2 時 30 分から予定をしています。場所は、本日と同じ、この会場となりますので、ご予約のほどよろしくお願いたします。

それでは、資料の「第 192 回三重県都市計画審議会 予定議案概要」のほうをご覧ください。
予定議案につきましては 3 議案ございます。

まず 1 番といたしまして、「四日市都市計画区域 区域区分の変更」について、計画的な面整備が実施され、住宅系土地利用が進展している菰野地区につきまして、市街化区域への編入を行おうというものでございます。

2 番につきましては、「名張都市計画道路の変更」について、都市計画道路名張駅赤目線を一部区間廃止し、県道赤目口停車場線を新たに都市計画道路として追加し、交通広場の整備を行おうというものでございます。

3 番、続けてでございますが、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、現在の木くず破碎処理施設を拡張するのに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

この他に、報告事項といたしまして、三重県都市計画区域マスタープラン、これの改定につきまして報告をさせていただこうと思っております。今回につきましては、北勢圏域と中南勢圏域にある 10 区域となります。また、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

次回の予定ということでございますが、日程が 3 月 26 日の、時間は何時と言われましたか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

午後 2 時半からです。

○議長：松本会長

午後 2 時半からでございます。どうぞご予定ください。そして、議案につきましては、今のご説明のとおりでございます。

何かご質問、ご意見等がございましたら。

※ 「なし」との声あり

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

はい。どうもありがとうございました。

以上で、予定の議案、報告事項はすべて終わりですが、皆様方のほうから何かございましたら

ら。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

はい。では、村山委員、お願いいたします。
すいません。マイクをお願いいたします。

○村山委員

すいません。今日の3つ目の議案、亀山都市計画道路の変更に関しての、少し意見なんですけども。これはもちろん決定した事項について異論はございませんけれども。私、実は亀山市の都市計画審議会長を仰せつかっております。先ほどご紹介がありましたとおり、審議会でですね、付帯意見を付けたというお話がございました。これは、市の中心部の商業地の所の道路に関しては、まちなか道路整備を推進する。つまり、車だけではなくて、人とか自転車とか、それから、これからシニアカーですとか、新しいタイプの小型の電動自動車ですね。こういったものが道路を使うことになるので、商業地の部分は、幅員を、4車線分の幅員をそのままにしてもいいんじゃないかということが、実はありました。それで、今回、色々と敷地の状況から見ても、今回のように縮小変更しても差し支えないということでしたし、県に対してまちなか道路整備の推進についてご協力いただけるということでしたので、このようで、このようなかたちで結構なんですけれども。

議論している途中で気付いたのはですね、道路を変更するとき、車の交通量のことしか考えていない。今回の説明でも、バイパスができることによって、車の量が減るので、4車線から2車線にしてもよろしいと。それに合わせて、道路の幅員も減らしてよろしいと、そういうロジックなんですけども、実は、これから将来、色んな形の乗り物が出てきた時に、もしかすると、今の道路の設計の考え方では幅員は足りなくなるかもしれない、むしろ広めに多く取っておいてですね、色んなスピードの異なる車が共存するような道路設計をしたほうがいいのかもわからないことがあるので。今後、これは県だけではなく、他の行政の方にもお願いなんですけども、道路変更する時にはですね、車以外のことについてもご検討いただきたいなと思います。
以上です。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

今後の色々な見直しも出てくるかと思いますが、その時に、もちろん道路構造令等々があるので、それに従うということもあるかと思いますが、将来の道路の使い方というのを考えたときに、今までと違うものもあり得ると。そういう意味では、少し余裕を持った幅員というのも、方策としてあり得るだろうということだと思います。

ただ、現実には用地買収等々のことを含むので、余裕がない中で広く取るというのは非常に難しいなとは思いますが、可能性があれば、今、村山委員が言われたように、まさに一つの方策

だなという気はしております。

ついでに、もう一個。ちょっと気になっちゃったんで、すいません。これ、確認しておかないといけなかったと思ったんですが、幅員が今回、狭まっていくわけですが、都計道の廃止の時も一緒ですが、いわゆる都市計画道路は、都市計画が決定されておりますが、その間、私権が制限されているわけですけど、その制限が解除されます。今回、恐らくそういうことなんですが、そこに関しては、当然地権者の方々、あるいは地元の方々に説明いただいて、ご納得いただいているということで、よろしいですよ。

○事務局：都市政策課 冨増課長補佐

その点につきましては、地元説明会、それからパブリックコメントの方も確かかけさせていただいて、ご意見等を汲み上げたと思います。

○議長：松本会長

という意味では、都市計画を廃止する時、われわれは、そこをしっかりと意識しないといけないと思っておりますので、皆様方も、是非そういった面で、地域の方々、住民の方々の視点になったご審議もお願いしたいと思っております。

はい、どうもありがとうございました。

以上で、予定の議題、すべて終了とさせていただきます。

皆様方のご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

はい。松本議長には、議事の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、どうも本当にありがとうございました。

7 閉会

○司会：都市政策担当 向井次長

これを持ちまして、第191回三重県都市計画審議会を終了いたします。

年末のせわしい時期ですので、お気を付けてお帰りください。

本当にありがとうございました。

(終)